

○国土交通省告示第二百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年三月十六日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道13号改築工事（大野目交差点改良・山形県山形市大野目町字中河原地内から同市大野目四丁目地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 山形県山形市大野目町字中河原及び字中川原並びに大野目四丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県山形市大野目町字中河原地内から同市穂積地内までの延長1,190mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道13号改築工事（大野目交差点改良）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道13号（以下「本路線」という。）は、福島市を起点とし、米沢市、山形市、湯沢市、大仙市等を経由して、秋田市に至る総延長377.2kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、山形市の既成市街地を通過し、高速自動車国道東北横断自動車道酒田線の山形北インターチェンジへのアクセス道路となっていることなどから、地域住民による地域内交通と物流等の通過交通に広く利用されている。

しかしながら、現道と主要地方道山形山寺線とが平面交差する大野目交差点においては、現道の直進交通が多いことから交差点における交通容量が不足しており、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、交通事故も多発するなど、現道は主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は46,047台／日であり、混雑度は1.59となっている。また、平成22年3月に起業者が実施した渋滞調査によると、大野目交差点を先頭に天童市方面に向かう最大渋滞長1,700mが確認されている。

本件事業の完成により、大野目交差点が約300m南方で高架構造（オーバークロス）となり、現道の直進交通が平面交差を回避することになることから、大野目交差点における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年10月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカが確認されているが、営巣は確認されておらず、生息環境が直接改変されないことから影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、大野目交差点における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき交差点を高架構造（オーバークロス）として立体化を図る事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成2年9月11日に都市計画決定された都市計画と、中央帯の幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、大野目交差点は現道の直進交通が多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、山形市長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。